

9月1日から町施設の利用が有料になります。

町の各施設を利用するときの使用料と、使用料減免の取扱基準を変更しました。9月1日からこの減免基準により使用料が一部有料となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

町施設の使用料など

施設名(申込先)	部屋名等	料 金	備 考	
町公舎 (住民課)		昼間 200円 夜間 200円 酒席加算 1件当たり 200円	昼間は 8:00 ~ 18:00 夜間は 18:00 ~ 22:00	
	山村開発センター (住民課)	大集会室	1時間当たり 300円 冷暖房加算 1時間当たり 150円 酒席加算 1時間当たり 100円	酒席は、大集会室・老人研修室に限り利用できます。
		研修室、生活改善実習室(1部屋当たり)	1時間当たり 200円 冷暖房加算 1時間当たり 100円	
老人研修室		1時間当たり 100円 冷暖房加算 1時間当たり 50円 酒席加算 1時間当たり 100円		
小・中会議室、婦人研修室、展示室(1部屋当たり)		1時間当たり 100円 冷暖房加算 1時間当たり 50円		
運動広場		入場料を徴しないとき 1時間当たり 100円 入場料を徴するとき 1時間当たり 200円	恒常的使用は、月額2,000円	
休憩所	入場料を徴しないとき 1時間当たり 100円 入場料を徴するとき 1時間当たり 200円			
鵜の池管理棟 (産業振興課)		入場料を徴しないとき 1時間当たり 300円 入場料を徴するとき 1時間当たり 500円		
学校施設 (各学校)	屋外運動場	根雨小、黒坂小 1件当たり 400円 日野中 1件当たり 800円		
	屋内運動場	入場料を徴しないとき 根雨小、黒坂小 1時間当たり 200円 久住分校 1時間当たり 100円 日野中 1時間当たり 400円		
		入場料を徴するとき 上記金額の2倍 根雨小、黒坂小 1時間当たり 200円 入場料を徴するとき 上記金額の2倍 冷暖房加算 1時間当たり 50円		
	多目的教室	冷暖房加算 1時間当たり 50円		
町公民館 (町公民館)	講堂	1時間当たり 300円 冷暖房加算 1時間当たり 150円 酒席加算 1時間当たり 100円	酒席は、講堂、研修室、会議室(和室)に限り利用できます。	
	研修室	1時間当たり 150円 冷暖房加算 1時間当たり 100円 酒席加算 1時間当たり 100円		
	会議室(和室)1、2(1部屋当たり)	1時間当たり 100円 冷暖房加算 1時間当たり 50円 酒席加算 1時間当たり 100円		
	会議談話室、調理実習室(1部屋当たり)	1時間当たり 150円 冷暖房加算 1時間当たり 50円		
	創作室、パソコン機械室(1部屋当たり)	1時間当たり 100円 冷暖房加算 1時間当たり 50円		
	陶芸窯	1日当たり 500円		
	青年の家 (教育委員会)	研修室(1、2) 1時間当たり 100円 体育館 1時間当たり 200円		
下榎集会所 (下榎集会所)	婦人研修室、老人研修室、資料展示室(1部屋あたり)	1時間当たり 100円 冷暖房加算 1時間当たり 50円		
	青少年研修室、調理実習室(1部屋あたり)	1時間当たり 150円 冷暖房加算 1時間当たり 50円		
		1時間当たり 100円		
せせらぎの水辺休憩所 (教育委員会または町公民館)	休憩室	1時間当たり 200円		
	トイレ、シャワーのみ力ヌー	1時間当たり 100円 1艇当たり 1,000円		
社会体育館 (教育委員会または町公民館)	根雨、黒坂、菅福	1時間当たり 200円		
	集会所(根雨)	1時間当たり 100円		
町民テニスコート (教育委員会または町公民館)	野田、黒坂	1コート1時間当たり 100円		

施設名（申込先）	部屋名等	料 金	備 考
文化センター （文化センター）	カルチャールーム、リ ハーサル室、楽屋（1 部屋あたり）	午前 600 円 午後 600 円 夜間 800 円 全日 1,800 円 冷暖房加算 1 時間当たり 150 円	午前は 9：00～13：00 午後は 13：00～17：00 夜間は 17：00～22：00 全日は 9：00～22：00
	ホール舞台	午前 1,000 円 午後 1,000 円 夜間 1,300 円 全日 3,000 円	
	ホール（舞台を除く）	午前 3,150～6,820 円 午後 3,150～6,820 円 夜間 4,200～7,870 円 全日 9,450～19,950 円 冷暖房加算 1 時間当たり 1,830 円	区分が多いため、申込みの際に 確認してください
	ホワイエ	午前 600 円 午後 600 円 夜間 800 円 全日 1,800 円 冷暖房加算 1 時間当たり 100 円	
歴史民俗資料館 （教育委員会）	入館料（常設展示）	個人 中学生以下 無料 18 歳未満 100 円 一般 200 円 団体（15 人以上） 中学生以下 無料 18 歳未満 70 円 一般 150 円	特別展示の場合の入館料は、1 人 1 回につき 1,000 円を超えな い範囲内で教育委員会が定めま す。

使用料減免の取扱基準

区 分	減免率	適用の範囲
1. 町が主催または共催する行事などで自ら使用するとき	10 / 10	町主催、町共催
2. 町内の保育所、学校が行事等で使用するとき	10 / 10	保育所、小学校、中学校、高等学校
3. 町内の公益を目的とする団体（国・県・町などが助成している団体および町が事務局となっている団体）が使用するとき	10 / 10	交通安全、防犯、男女共同参画、人権、福祉、教育等の推進など公共的役割を有している団体
4. 町内の青少年の育成を目的とする団体が使用するとき	10 / 10	スポーツ少年団、子ども会、PTA など青少年の育成を目的とする団体
5. 町内の体育、文化、地域活動等を行っている団体が使用するとき	1 / 2	体育等 町体育協会各部など体育スポーツ活動を行っている団体
		文化等 文化、演芸、趣味、料理などの活動を行っている団体
		地域活動等 自治会（連合体、下部組織など含む）、婦人会、老人会など
6. 次に掲げる場合は、上記にかかわらず次のとおりとします。 営利を目的として使用する場合は減免しません。上記 2～4 のとき、開発センター生活改善実習室、町公民館および下覆集会所の調理実習室を使用する場合は、その室に限り減免率を 1 / 2 とします。上記 5 のとき、その室を使用する場合は減免しません。恒常的使用料については定めのとおりとします。		

減免後の使用料が 100 円未満となる場合は、100 円となります。また、減免後の使用料に 100 円未満の端数が生じる場合は、その端数は 100 円に切り上げとなります。



ひのっこ保育所 子育て支援室 だより

ひのっこ保育所 子育て支援室では、保育所に入所していない子どもたちの交流などを目的に、毎週水曜日、午前 9 時 30 分から 2 時間、親子で楽しく遊んでいます。

支援室を開所してから 3 ヶ月が経ち、「親子で来るのを楽しみにしていました」という声が聞かれるようになりました。名札をつけることにより、お互いに子どもの名前を呼び合えるようになるなど、親近感も出てきました。同じ年齢のお子さんを持たれ

る親同士で、成長、発達についての話もされているようです。

8 月 17 日は町図書館スタッフによる『おはなし会』をする予定です。時間は午前 10 時 30 分～午前 11 時です。楽しみに来てくださいね。

連絡先 ひのっこ保育所
担当 音田（電話 72 - 0238）

8 月の予定カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

印が実施日です。
(17 日はおはなし会 10:30～)